

おもちゃと食品衛生

乳幼児（6歳未満）は、身近なものをなめたり、口に入れたりしてしまうため、食べ物だけでなく、普段遊んでいるおもちゃが安全なのか心配されていないでしょうか。

皆さんが口にする食べ物は、**食品衛生法**という法律で規制されています。この法律では、乳幼児が口に入れる可能性があるおもちゃも**食べ物と同じように規格や製造の基準**を設けて規制しています。

そのため、皆さんが購入できるおもちゃも基準を満たした安全なものなのです。

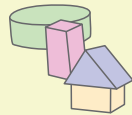
食品衛生法で規制するおもちゃの例



風船



おりがみ



積み木

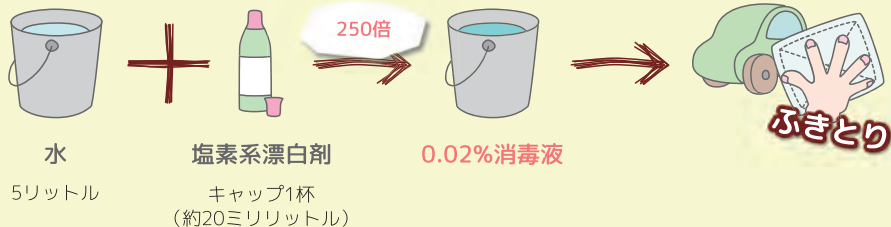


がらがら

消毒するのは、どんなとき…？

ノロウイルスや腸管出血性大腸菌 O157 などの感染力の強いウイルス・食中毒菌は、食べ物だけでなく**おもちゃ**を介して子どもにうつることがあります。例えば、家族が食中毒になって子どもにうつることが心配なときなどは、**市販の塩素系漂白剤**（成分：次亜塩素酸ナトリウム）でおもちゃを**ふきとって消毒**しましょう。消毒した後は、**水**ぶきして消毒液をふきとりましょう。

消毒液の作り方 ---原液の塩素濃度が5%の場合---



ちなみに

消毒するときに注意すること

- 商品に記載されている「使用上の注意」をよく読んでから使いましょう。
- 手や皮膚に付くと危険ですので、使い捨て手袋などをはめましょう。
- 金属を腐食させるため、金属製品に使った後は水で洗い流すか念入りにふきとりましょう。
- 漂白作用があるため、色落ちすることがあります。
- 薄めた消毒液は長期保存できないため、使う直前に作りましょう。

0.02% 消毒液は、**ドアノブ**や**手すり**のふきとり、**食器**の消毒にも活用できます。

ノロウイルスに感染したときのおう吐物の消毒などには、もっと濃度が高い消毒液が必要です。消毒についてさらに詳しく知りたい方は、札幌市保健所作成のパンフレット『キッチンメール第38号 特集「ノロウイルス完全攻略」』をご覧ください。

https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/pamph/kitchen_mail/index.html



おわりに

私たちの身の周りにはたくさんの食べ物があふれています。それだけに食べ物を正しく選び、取り扱うことも難しくなっています。赤ちゃんがおなかの中にいるときや生まれた後、こうした時期に食べ物に“関心”と“正しい知識”を持っていただくことは、とても大切なことです。

このパンフレットの情報を、これからの毎日の食生活にぜひ活用してみてください。そして、お子さんの健やかな成長をお祈りいたします。